

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 登園自粛要請の期間延長について

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
ご利用の保護者の皆さまへ

沖縄県が発表した新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の期間延長に伴い、豊見城市内における認可保育所等の登園自粛要請期間につきましても延長することといたします。県内・市内においては感染者数が日々増加する中、医療体制もひっ迫しており、感染拡大防止策の一層の強化を図る必要があります。家庭保育が可能な保護者の皆さまにつきましても、下記の期間における登園自粛要請に何卒ご協力を賜りますようお願いいたします。

【登園自粛要請期間】令和2年8月1日(土)～8月29日(土)

また、登園自粛要請期間の特例措置として保育料や給食費等については、別紙の豊見城市方針「沖縄県緊急事態宣言に伴う認可保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について」に基づく取り扱いにより保護者の皆さまの負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

なお、保育所等の対応については、「保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、引き続き開所して参ります。特に保護者の中には、**医療従事者や介護従事職、自衛隊員、消防職員、警察官**など、最前線で国民の生命を守る職責を担っている者のほか、**保育所自体を支える保育士、最低限の社会活動、ライフラインを支える上で必要な職に就いている者**がいることから、原則として開所とするものです。

保護者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和2年8月14日
豊見城市長 山川 仁